

諮問番号：諮問第122号

答申番号：答申第122号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づく公文書開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件却下処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

処分庁は、補正期限までに補正がなかったことを却下の根拠にしているが、補正期限は審査請求人が補正しうる時期を具体的な期限として設定すべきであった。本件の補正を求める文書が作成されたのは2私第2786号の作成年月日たる令和2年11月20日であると認められ、当該文書の到達した年月日から1週間後の11月27日を補正期限としているものの（以下この補正期限を「本件補正期限」という。）、審査請求人は18日以降12月2日に至るまで自宅におらず、本件補正期限は書類受領の段階で超過していた。

本件に係る請求についての補正要求については、ふくおか電子申請・届出システム上は、「補正要求が取下げられました。」「補正要求を取下げしました。」などと記載されており、審査請求人としては補正要求が取下げられたものと理解していたので、非常に疑問である。補正要求を取り下げるといった場合、それは補正要求を手続上ないものとして扱うという意味の表れであるから、審査請求人としてはそのように理解していた。

今回の不利益処分については、疑問に思うので、審査請求を行う。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件却下処分は、公文書開示請求の形式上の不備について、処分庁が定めた相当の

期間を経過しても補正がなされなかったため、公開条例第6条の規定に基づき開示請求を却下したもので、違法又は不当な点は認められず、適正に行われたものである。

以上のとおり、本件却下処分には違法又は不当な点がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件補正期限までに補正がなされなかったことを理由として審査請求人が行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を処分庁が却下したことに違法又は不当な点はないかということにあるので、以下検討する。

- (1) 本件開示請求に係る公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する公文書の名称等」欄には、「福岡県による私学助成のうち女子専門学校に対するものについて学校別にその金額の分かる文書」と記載されていたところ、「女子専門学校」は学校教育法上の名称ではないため、どのような学校を指すのか不明であり、また、対象とする期間の記載もないことから、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載は不十分であり、本件開示請求書に形式上の不備があるとして、処分庁が公開条例第6条第2項に基づきその補正を求めたことは相当と認められる。
- (2) 審査請求人は、本件補正期限は、自宅を不在にしていた期間中で設定されており、審査請求人が補正の求めに係る通知を見た段階で既に経過していたものであるから、処分庁は審査請求人の補正しうる時期を具体的な期限として設定すべきであった旨を述べている。これは、本件補正期限が不当に早期に設定されたものであるから、審査請求人が本件補正期限までに補正を行わなかったことを理由として行われた本件却下処分は違法又は不当である旨の主張をしているものと解される。

本件補正期限は、補正を求める際の「相当の期間」（公開条例第6条第2項）として設定されたものと認められるが、当該設定に係る期間が不当に短い場合には、当該補正がなされたときの請求の却下について、裁量権の逸脱・濫用等の違法又は不当が問題となることもありうると思われる。

本件についてこれをみると、処分庁が定めた「相当の期間」は3日から5日程度であるところ、本件の補正は、処分庁が事前に審査請求人から電話で聴取した内容に基づき作成した補正書案に氏名等を記載して、郵送やファクシミリ送信等をすれば足り

るものであり、「相当の期間」とは、補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味するものであることに照らすと、本件補正期限は不当に短いとはいえない。そして、上記の不在期間について処分庁が事前に知っていたなどの特段の事情もないことから、処分庁の「相当の期間」の設定について不合理な点は認められず、上記の主張には、理由がない。

(3) 審査請求人は、処分庁がふくおか電子申請・届出システム上に「補正要求が取下げられました。」等の表示をさせたため、補正の求めがないものとして扱われることになったと理解した旨を述べているが、これは、このような表示がなければ、補正を行っていたはずであるから、本件却下処分は違法又は不当である旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、実施機関が相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該実施機関は、開示請求を却下することにより、応答義務を果たさなければならない。

本件においては、処分庁が定めた相当の期間を経過しても、実際には補正がなされておらず、審査請求人から当該期間について猶予を求める申出があったなどの事情もないことから、処分庁が本件開示請求を却下して応答義務を果たしたことは相当であり、上記の主張にも理由がない。

(4) その他、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年5月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年6月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人が本件開示請求において開示請求書の「請求する公文書の名称等」欄に記載した内容中、「女子専門学校」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）上の名称ではなく、また、請求する公文書はどの年度分であるのかの記載もないことから、実施機関が、本件開示請求の対象たる公文書を特定するため、審査請求人に対し、本件開示請求書の補正を求めたことは妥当である。

審査請求人は、本件補正期限内は自宅を不在にしていたため、処分庁から補正を要求

されたものの、当該補正を行うことができなかつたと主張する。しかし、自宅を不在にするという事情は、審査請求人の主観的な事情であるから、その期間は不在にしているということを処分庁に事前に伝えた等の特別の事情のない限り、処分庁において改めて補正を命じることが相当であるということとはできない。

また、審査請求人は、ふくおか電子申請・届出システムに、「補正要求が取下げられました。」と表示されたため、補正要求が取下げられたものと理解したと主張する。しかし、審査請求人が実際に補正を行っていないにもかかわらず、補正要求が取り下げられた理由を何ら確認しないまま、審査請求人において、処分庁による補正要求が取り下げられたと誤認したことにつき、もっぱら処分庁に非があるということとはできない。したがって、審査請求人のこれらの主張を採用することはできない。

処分庁は、「情報公開事務の手引」（福岡県総務部県民情報広報課。令和2年12月改訂。以下「事務の手引」という。）に、開示請求書の記載に不備がある場合には「当該請求を却下し、その旨及びその理由等を書面で開示請求者に通知すること。」とされていたことから、本件却下処分を行っている。

しかしながら、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の解説書によると、「行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき」は開示しない旨の決定を行うこととされており、公開条例においても本来、同法の場合と同様の運用解釈をすべきではないかと考えられる。また、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条では、「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については（中略）申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」とされており、福岡県行政手続条例（平成8年条例第1号）第7条も同法第7条とほぼ同一の文言であることに照らし、処分庁は、公開条例第11条第2項に基づき、不開示決定処分を行うべきであったのではないかと考えられる。

もっとも、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条は「審査請求人が（略）期間内に不備を補正しないときは、（中略）裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と規定している。これは裁判長が訴状の不備を相当の期間内に補正すべきことを命じたにもかかわらず、当該期間内に「原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない」とする民事訴訟法（平成8年法律第109号）第137条第2項の規定に対応する規定である。処分庁においては、事務の手引を作成する際にこれらの規定を念頭に置きつつ、行政不服審査法の趣旨に則り、「不備を補正しな

いときは却下する」との解説をすることとなったものと思料される。

そうすると、行政不服審査法第24条の解釈を反映した手引きに基づいて本件開示請求を却下した処分庁の判断は疑問ではあるものの、却下処分を取り消した上で改めて不開示決定をしても審査請求人に有利になるわけではないから、本件審査請求は棄却するのが相当であるというべきである。

そのほか、本件却下処分に影響を与える事情はない。よって、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之